

立科町農業振興ビジョン(素案)に対する意見・情報の募集について **農林係**

町では、平成26年4月1日を始期とする立科町農業振興ビジョンを策定するにあたり、広く町民のみならずから意見・情報を募集するため、10月28日(月)から11月15日(金)までの間、パブリックコメントを実施します。

● 立科町農業振興ビジョンについて

町の農業・農村の振興に向け、将来の目指すべき姿と具体的な目標を明らかにし、それを実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

● 素案・提出様式について

立科町農業振興ビジョン(素案)や意見・情報の提出様式は、農林課窓口及び町ホームページで入手できます(10月28日(月)から掲載予定)。

URL : <http://www.tateshina.nagano.jp/shisaku/index.html>

*パブリックコメントとは

条例や計画などの一定の政策の策定に際して、政策の案を公表して、それに対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方を公表することをいいます。

10月1日 平成25年住宅・土地統計調査が行われます **庶務係**

～ 住まいから 描く日本の 未来地図 ～

ご理解、ご協力をお願いします

10月1日、全国で平成25年住宅・土地統計調査が行われます。この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、今回の調査では、近年において多様化している国民の居住形態や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、住宅のストックのみならず、①住生活を支える居住環境、②耐震性・防火性といった住宅性能水準の達成度や省エネルギー性能住宅、③土地の有効利用状況を明らかにすることをねらいとしています。

調査票をお配りしたお宅で、まだ調査票に記入されていない場合は、漏れなく記入していただき、調査員が受け取りに伺いましたらお渡しく下さい。

記入内容の秘密は守られます

調査票の記入内容は、「統計法」によって厳重に保護されます。調査員をはじめとする調査関係者が調査で知り得た内容を他に漏らしたり、統計を作成・分析する目的以外に調査票を使用することは絶対にありません。これらの行為は、「統計法」により固く禁じられていますので、安心してありのままをご記入くださるようお願いいたします。

統計調査をかたった「かたり調査」にご注意を!!

県内において、個人のお宅を訪問し、総務省統計局を名乗って個人情報聞き出そうとする事案が発生しました。

統計調査実施の際は、必ず身分証を携帯した「統計調査員」が訪問し、調査のお願いをしています。

町民の皆様には、十分に注意いただきますようお願いいたします。

※政府統計等を装い、紛らわしい表示や説明をして情報を得る不正行為(いわゆる「かたり調査」)に対しては、統計法で罰則規定(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、未遂も含む)が定められています。

統計調査をかたる不審な訪問や電話がありましたら、長野県企画部情報統計課(電話 026-235-7074)または、総務課庶務係までお問い合わせください。